

【 学 校 感 染 症 の 種 類 】

分類	病 名	停止期間等
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱・痘そう ・クリミア・コンゴ出血熱 ・重症急性呼吸器症候群 (SARS) ・中東呼吸器症候群(MERS)・南米出血熱・ ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・特定鳥インフルエンザ 	治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ (H5N1 及び新型インフルエンザ以外) ・百日咳 ・麻疹 (はしか) ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・風疹 (三日ばしか) ・水痘 (水疱瘡) ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	発症後5日、解熱後二日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後二日を経過するまで 病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

※その他：条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

- ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ
- ・感染性胃腸炎 ・ウィルス性肝炎 ・手足口病・その他の感染症